

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

平成 30 年 11 月 20 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課

### 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条第 1 項においては、事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号（労働者死傷病報告）による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされている。
- 本省令案は、労働災害に係る情報をより詳細に収集することで、労働災害防止のための施策を更に推進するため、様式第 23 号を改正して労働者死傷病報告における報告事項を追加するもの。

### 2. 改正の内容

- 労働者が外国人である場合に、労働者死傷病報告において、当該労働者の国籍・地域及び在留資格を報告させることとする。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠法令

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 100 条第 1 項

### 4. 施行期日等

公布日：平成 30 年 12 月下旬（予定）  
施行期日：平成 31 年 1 月 1 日（予定）